

総合評価書

1 評価対象政策（法第10条第1項第1号） 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	
2 政策所管部局 大臣官房統計部	3 評価実施主体（法第10条第1項第2号） 大臣官房統計部統計企画管理官
4 評価実施時期（法第10条第1項第2号） 令和2年度	
5 評価対象期間 平成28年度～令和2年度	
6 政策の目的・目標 農林水産統計は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく公的統計であり、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等に必要不可欠な統計データを的確かつ効率的に作成し提供するものである。 また、政策的な利用にとどまることなく、国民のための公共財として広く国民に利用されるようインターネットなどによる利用し易い提供を行い利用の推進を図る。	
7 政策の具体的内容 （1）農林水産統計は、国民に食料を安定的に供給し、地域の経済を支える重要な産業である農林水産業に係る基本的なデータを継続的に把握するとともに、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策担当部局との間で緊密な連携を図りその時々に応じた政策ニーズを把握しつつ、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等国の農林水産政策の推進に必要な統計について作成している。 （2）こうした中で、「総人件費改革」（「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年閣議決定））に基づき、平成17年度末の地方統計組織の人員は平成22年度末までに約半減、その後も更に削減されることとなり、限られた人員で、新たな政策ニーズにも対応していくとの観点から、国の施策遂行上、必要不可欠なものに重点化するとともに、調査方法についても職員による調査（職員調査）を限定し、一般公募の調査員による調査（統計調査員調査）、郵送による調査（郵送調査）、オンラインによる調査（オンライン調査）及び公共サービス改革法に基づく民間委託（市場化テスト）によるアウトソーシングを行ってきた。 （3）さらに、地方組織で統計業務に従事する職員の高齢化の進展による退職者数の増加等により、今後も地方組織で統計業務に従事する職員の減少が避けられない状況下にある中でも質の高い信頼性のある統計データを継続的に整備・提供できるようにするため、現在も職員調査として実施している、農業経営統計調査及び作物統計	

調査等についても、調査に必要な高い専門知識・能力を持った統計調査員（専門調査員※₁）を平成27年度より、地方統計職員の減少に応じて順次導入している。

※₁： 専門調査員とは調査に必要な知識・能力、統計調査の実務経験等を有し、非常勤の国家公務員として従事する統計調査員

- (4) また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和元年12月10日改訂）、成長戦略や新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）の着実な推進を図るための統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくため、「農林水産統計の見直し検討会」により、調査内容、調査手法等の見直しについて検討を進めている。
- (5) このような中、平成31年（2019年）に明らかとなった政府統計における不適切事案の再発防止と品質確保のための「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月30日統計委員会建議）及び「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえて改定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に基づき、農林水産統計の総合的な品質管理の取組を実施しているところ。
- (6) 政府統計が公共財であることを踏まえて、調査結果を速やかに公表するとともに、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」と連携し、統計調査結果を広く提供しているほか、「e-Stat」では対応していない文字情報やグラフ・図などを用いた加工・分析情報を農林水産省ホームページなどにおいて提供することにより、国民にとって利便性が高くなるような情報提供を推進している。
- (7) 併せて、統計法第55条第1項の規定に基づく統計法施行状況報告において、毎年度公的統計基本計画の進捗状況、公的統計の作成状況等について総務省へ報告している。当該報告については、同法同条第2項の規定に基づき、総務大臣により取りまとめられ、ホームページに掲載されるとともに統計委員会(※₂)に報告され、同条第3項の規定では、統計委員会は必要に応じて意見を述べるができることとなっており、政府統計の適正な実施が確認されている。

※₂： 統計法第44条に基づき専門的かつ中立・公正な第三者機関として、総務省に設置された機関。

8 評価の観点（法第10条第1項第3号） 政策効果を把握し、以下の3つの観点から評価を行う。 （1）必要性 ① 農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等、農林水産政策ニーズとの関連 ② 農林水産統計調査結果の公共財として果たす役割 （2）効率性 ① 総人件費改革及び政策ニーズを踏まえた見直しの状況 ② 専門調査員の導入状況 ③ 農林水産統計の見直し検討会への対応 （3）有効性 ① 農林水産統計調査結果の公表状況 ② 農林水産統計調査結果の利用状況
9 学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号） 農林水産省政策評価第三者委員会委員からの意見聴取。
10 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第10条第1項第6号） ・ 農林水産統計と農林水産政策の対応状況（8.（1）関係） ・ 農林水産統計調査の見直し状況（8.（2）関係） ・ 専門調査員の概要（8.（2）関係） ・ 農林水産統計の作成・公表状況（令和元年度実績）（8.（3）関係） ・ ホームページへのアクセス件数（8.（3）関係） ・ 調査票情報の利用状況（8.（3）関係）
11 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条第1項第4号） （1）必要性 〔把握手法〕 ① 農林水産政策を支える情報インフラとして、農林水産政策ニーズに対応した農林水産統計調査について整理。 ② 国民のための「公共財」として、農山漁村・地域の実態、農林水産業従事者の構造、農林漁業経営、農林水産物の生産・流通・加工・消費からなるフードシステム全体に関する様々な数値の提供・利用状況を整理。 〔結果〕 ① 農林水産統計は、国民への食料の安定供給、国や地域経済の基礎資料、農業・農村の多面的機能の維持・発展等のため、我が国の農林水産業について、農林漁業経営体数、耕地面積などの基本構造や生産量、農林漁業経営体の経営状況などの実態等を明らかにする基本的なデータを継続的に把握している。 また、農林水産統計の見直し検討会（平成27年設置）等により、政策担当部局と

定期的な協議や個別具体的な打合せを行う等緊密な連携を図ることにより農林水産政策を支える情報インフラとして、その時々に応じた政策ニーズを把握し、農林水産政策の遂行に必要なデータが作成されており、その必要性が確認された。【別紙３】

さらに、農林水産統計調査は、

- ・ 統計法に基づき総務省において必要性等が十分審査され、総務大臣の承認を得て実施している（基幹統計※３については、統計委員会への諮問・答申が必要）
- ・ 統計法に基づく統計法施行状況報告において、毎年度公的統計基本計画の進捗状況、公的統計の作成状況等について総務省に報告しており、総務省はこれを取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告している。
- ・ 農林水産統計の重要性・必要性については、統計委員会から十分理解が得られている

ことから、第三者からもその必要性が認められている。

※３： 基幹統計とは、行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計。

- ② 農林水産統計の公表状況【別紙８】、ホームページ等アクセス件数【別紙９】、調査票情報の利用件数【別紙１０】等から農林水産統計が公共財として様々なデータを提供し、国民から利用されていることが認められる（詳細については、「（３）有効性」の中で整理）。

（２）効率性

[把握の手法]

- ① 農林水産統計調査の見直し（統計調査の新設、廃止・統合、調査員調査化、郵送調査化、オンライン調査化、民間委託）状況について整理
- ② 専門調査員制度、専門調査員の導入状況について整理
- ③ 農林水産統計の見直し検討会について整理

[結果]

農林水産統計については、以下のことから効率性を確認した。

- ① 農林水産統計調査については、利活用の低下した調査や調査項目の廃止・統合を行うとともに、調査手法についても、調査に専門知識が必要で、特に重要政策における財政支出の算定根拠に必要不可欠な農業経営統計調査（生産費等）、作物統計調査（水稻の作況等）等の一部に職員調査を限定するとともに、その他の統計調査については、調査員調査化、郵送・オンライン調査化、民間委託等のアウトソーシングを積極的に行う等調査の効率的な実施を図るため、大幅な見直しを行ってきた。【別紙４】

また、統計調査の実査や母集団整備にかかる労力軽減・効率化を図るため、人

工衛星画像データや人工知能（AI）等の新技術を活用した手法の開発・導入、ビッグデータの利用についての調査研究等にも取り組んでいる。【別紙6】

- ② 平成27年度においては、地方統計職員の減少が続く中、質の高い信頼性のある統計データを整備・提供するとともに、新たな政策検討等に必要なデータ整備にも積極的に対応できるよう、職員調査としていた農業経営統計調査、作物統計調査等の実査部分についてもアウトソーシングすることとし、質的な水準の維持・向上を図るため研修や評価などを実施することにより、調査に必要な高い専門知識・能力を持った新たな統計調査員（専門調査員）の導入を開始した。

専門調査員は、平成27年度に450名任命し、その後も地方統計職員の減少数に応じて必要な専門調査員を導入。令和2年度には1,128人の専門調査員が農業経営統計調査、作物統計調査等の実査に従事している。経験年数2年以上の専門調査員が約9割を占めており、専門調査員の確保・育成、調査の外部化は円滑に進められている。【別紙7】

- ③ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」等の重要施策の着実な推進に向けて、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められる。

このため、農林水産改革の方向に沿って、新たなニーズにも対応した統計調査を継続的に実施するため、平成27年2月に省内に部長審議官級をメンバーとした「農林水産統計の見直し検討会」を設置し、政策ニーズに応じた統計調査の充実とともに、利活用の低下した調査や項目の廃止・統合、調査への新技術の導入等の農林水産統計の見直し事項の検討・取りまとめを行っている。【別紙5】

（3）有効性

〔把握の手法〕

- ① 農林水産統計の作成・公表状況について整理
- ② 農林水産統計調査結果の農林水産政策における利用状況及び国民等の利用状況について整理

〔結果〕

農林水産統計については、以下のことから有効性を確認した。

- ① 農林水産統計の作成・公表については、作物の作期等に応じて適時に行われ、年次統計82調査、月別調査等年次以外の調査78調査の公表が行われている。（令和元年度実績）【別紙8】
- ② 農林水産統計調査の利活用状況について
- a 農林水産統計調査の結果は、
- ・ 「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」において、効果の検証や新たな目標設定、食料自給率の算定（政策目標の設定と評価）

- ・ 天災融資法の発動基準、野菜・果樹の生産出荷安定対策（需給安定対策等の施策の発動基準）
- ・ 経営所得安定対策における交付金の算定、畜産物価格対策（国の財政支出の算定根拠）等、全て農林水産政策に利用されている。【別紙３】

b 農林水産統計調査の公表データについては、農林水産省ホームページに第１報（速報）の公表の際に過年次と比較できるよう累年統計を掲載している。また、他府省の統計データも利用して、都道府県や市町村ごとに農林水産業の状況が把握できるデータを「わがマチ・わがムラ情報提供システム」により提供する等、利用者が使いやすいデータ提供を行っている。令和元年度の統計部ホームページ（統計情報）へのアクセス数は約34万件（月平均約３万件）となっている。

また、政府統計の総合窓口（e-Stat）へのアクセス数は政府全体で3番目に多い約570万件となっている。【別紙９】

c 調査票情報（統計調査の個票）を利用した組替集計や名簿の作成等の調査票情報の利用件数については、平成27年度から令和元年度において481件となっている。【別紙10】

12 政策評価の結果（法第10条第１項第７号）

（１）農林水産統計は、我が国の農林水産業に関する基本的なデータを継続的に把握するとともに、その時々に応じた農林水産政策ニーズについて政策担当部局と協議を行うことにより作成・提供され、農林水産政策の推進に不可欠なものとなっていることから、その必要性が確認された。

また、統計法に基づき総務省において必要性等が十分審査され、総務大臣の承認、基幹統計については、統計委員会への諮問・答申を得て実施していることに加え、公的統計の作成状況等を第三者機関である統計委員会に報告し、農林水産統計の重要性・必要性が認められている。

政府が進める証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進に資するよう、引き続き政策ニーズに沿った農林水産統計データを整備・提供するため、調査の見直し・重点化を行うことが必要である。

（２）農林水産統計は地方統計職員の減少が進む中、①「農林水産統計の見直し検討会」での検討等による利活用が低下した調査や調査項目の廃止・統合等の見直し、②専門調査員の導入や民間委託等、調査のアウトソーシング、③人工衛星画像データやAI等の新技術を活用した調査手法の開発・導入等が行われており、調査が効率的に実施されていることが確認された。

また、今後も質の高い信頼性のある統計データを継続的に整備・提供するため、新たな政策ニーズに応じた統計調査の見直し・重点化、人工衛星画像データやAI等の新技術を活用した調査手法の開発、ビッグデータの利用についての調査研究等、引き続き効率化を図る取組が進められていることも確認された。

このような中、専門調査員については、今後も地方統計職員の減少に応じて人員等を確保していくことが必要である。新技術やビッグデータの利用等についても、ICT、AI技術の進展やこれによるデータソースの多様化を踏まえ引き続き取り組んでいくことが重要である。

- (3) 農林水産統計は、①作物の作期等に応じて適時作成・公表が行われ、調査結果は全て農林水産政策の推進に利用されていること、②公表データは農林水産省ホームページに利用者が利用しやすいよう掲載され、多くの利用者に利用されていることから有効性が確認された。

引き続き、利用者にとって利便性の高いデータを提供していくことが重要である。

統計法に基づく「公的統計」について

1 公的統計についての基本的認識

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報

※ 「公的統計」とは、行政機関等が作成する統計であり、調査統計、業務統計、加工統計が該当

2 公的統計の基本理念

- (1) 体系的な整備（必要な統計の作成、定義の統一等）
- (2) 適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性・信頼性が確保されるよう作成（効率的な作成方法、品質の確保等）
- (3) 広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供
- (4) 統計の作成に用いられる個々の情報に関する秘密の保護

3 統計調査の種類

- (1) 基幹統計調査

行政機関が作成する統計のうち、

- ① 全国的な施策を企画立案しこれを実施するために特に重要な統計
- ② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用が見込まれる統計
- ③ 国際条約又は国際機関が作成する計画に基づき作成が求められている統計

で、総務大臣が指定する統計調査

- (2) 一般統計調査

基幹統計調査以外のもの

※ 「統計調査」とは、統計の作成を目的として、個人又は法人等に事実の報告を求めることにより行う調査。統計調査の新規実施や変更の際には、総務大臣の承認が必要。基幹統計調査については、統計委員会の意見聴取が必要。

4 調査結果の公表

基幹統計調査や一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに公表

農林水産統計調査一覧

統 計 調 査 名		
基幹統計調査 (7)	1	農業経営統計調査
	2	農林業センサス
	3	漁業センサス
	4	作物統計調査
	5	木材統計調査
	6	海面漁業生産統計調査
	7	牛乳乳製品統計調査
一般統計調査 (33)	8	林業経営統計調査
	9	漁業経営統計調査
	10	農業物価統計調査
	11	生産者の米穀在庫等調査
	12	農業構造動態調査
	13	漁業構造動態調査
	14	新規就農者調査
	15	集落営農実態調査
	16	農道整備状況調査
	17	特定作物統計調査
	18	畜産統計調査
	19	木材流通統計調査
	20	内水面漁業生産統計調査
	21	食品流通段階別価格形成調査
	22	青果物卸売市場調査
	23	畜産物流通調査
	24	水産物流通調査（水産加工統計調査）
	25	食品循環資源の再生利用等実態調査
	26	6次産業化総合調査
	27	野生鳥獣資源利用実態調査
	28	産業連関構造調査
	29	容器包装利用・製造等実態調査
	30	油糧生産実績調査
	31	食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査
	32	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査
	33	地域特産野菜生産状況調査
	34	花木等生産状況調査
	35	農業協同組合及び同連合会一斉調査
	36	森林組合一斉調査
	37	特用林産物生産統計調査
	38	木質バイオマスエネルギー利用動向調査
	39	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査
	40	水産物流通調査（用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査）

農林水産統計と農林水産政策の対応状況

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
セン サ ス	農林業センサス	食料・農業・農村基本計画	農業経営体数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積	経営・構造対策、労働力対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
		地方交付税	農家数、経営耕地面積、林野面積	基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	漁業センサス	水産基本計画	漁業経営体数、漁業就業者数	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		地方交付税	漁業経営体数	基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
経 営 統 計 調 査	農業経営統計調査	食料・農業・農村基本計画	農業経営収支、生産費	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	生産費	基本方針の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		経営対策	生産費	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
		畜産物価格対策	生産費	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	林業経営統計調査	森林・林業基本計画	林業経営収支	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	漁業経営統計調査	水産基本計画	漁業経営収支	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	農業物価統計調査	経営対策	価格指数	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
		畜産物価格対策	価格指数	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	生産者の米穀在庫等調査	米穀の需給見通し	米穀在庫量	米穀の需給見通しにおける生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
構 造 統 計 調 査	農業構造動態調査	食料・農業・農村基本計画	農業経営体数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積	経営・構造対策、労働力対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	漁業構造動態調査	水産基本計画	漁業経営体数、漁業就業者数	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	集落営農実態調査	食料・農業・農村基本計画	集落営農数	経営・構造対策、労働力対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	農道整備状況調査	地方交付税	農道延長距離	農道の維持改修費に係る基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	新規就農者調査	食料・農業・農村基本計画	新規就農者数	経営・構造対策、労働力対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	食料・農業・農村基本計画	組織、業務の執行体制、財務・決算状況	農協系統組織の体制、事業のあり方の検証に利用	政策目標の設定と評価根拠
	森林組合一斉調査	森林・林業基本計画	組織執行体制、財務	事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導等に利用	政策目標の設定と評価根拠
	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	水産基本計画	職員数、職員の給与、定年制、初任給	漁協指導、合併、事業統合等の推進	政策目標の設定と評価根拠
生 産 統 計 調 査	作物統計調査	食料・農業・農村基本計画	耕地面積、作付面積、10a当たり収量、収穫量	生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		米穀の需給見通し	作付面積、10a当たり収量	米穀の需給見通しにおける生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		果樹農業振興基本方針	栽培面積、10a当たり収量	基本方針の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	作物生産量	自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		天災融資法	被害面積、被害見込金額	融資の発動基準の一つとして利用	需給安定対策等の施策の発動基準
		農業災害補償制度	10a当たり収量	農業共済に係る国が行う損害の額の審査・認定の基礎資料に利用	需給安定対策等の施策の発動基準
		激甚災害関連	被害見込金額、損失見込金額	激甚災害による資金の融通に関する基準として利用	需給安定対策等の施策の発動基準
		経営対策	10a当たり収量	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
		地方交付税	被害見込金額、被害面積	農作物の被害による特別財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
生産統計調査（続き）	特定作物統計調査	食料・農業・農村基本計画	作付面積、10a当たり収量、収穫量	農作物の生産振興等の施策に利用	政策目標の設定と評価根拠
		関税割当制度	作付面積、10a当たり収量、収穫量	関税割当数量の算定における国内生産見込み数量の算出に利用	国の財政支出の算定根拠
	畜産統計調査	食料・農業・農村基本計画	飼養頭羽数	生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	飼養頭数	基本方針の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		畜産物価格対策	飼養頭数	加工原料乳生産者補給金単価及び総交付対象数量の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	木材統計調査	森林・林業基本計画	素材入荷量	林産物の需給計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		木材需給対策	素材供給量、素材入荷量	木材需給対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	木材流通統計調査	森林・林業基本計画	素材入荷先別入荷量、製材品出荷先別出荷量	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		木材需給対策	素材・木材チップ及び木材製品の価格	木材需給対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	海面漁業生産統計調査	水産基本計画	漁獲量	持続的生産目標及び自給率目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	内水面漁業生産統計調査	水産基本計画	漁獲量	持続的生産目標及び自給率目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	地域特産野菜生産状況調査	食料・農業・農村基本計画	10a当たり収量	価格差補給金の支援対象品目の選定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	花木等生産状況調査	食料・農業・農村基本計画	出荷額	花きの利用拡大等の施策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	地力の増進対策	生産量、輸入量、利用状況	安定供給等に係る施策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	油糧生産実績調査	食料の安定供給	油糧の生産量、原料の在庫量	関連産業の経営の安定と健全な発展に寄与する食品産業行政に利用	政策目標の設定と評価根拠
	特用林産物生産統計調査	森林・林業基本計画	しいたけ原木伏込量、木炭、薪生産量	用途別木材利用量の目標設定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	森林・林業基本計画	木材チップの利用量	用途別木材利用量の目標設定に利用	政策目標の設定と評価根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
流通消費統計調査	牛乳乳製品統計調査	食料・農業・農村基本計画	生乳生産量	生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	飲用牛乳等の生産量、生乳生産量	生乳及び飲用牛乳等の地域別の生産数量目標等の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	生乳生産量	自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		畜産物価格対策	生乳生産量、飲用牛乳等の生産量	加工原料乳生産者補給金の対象とする限度数量の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	食品循環資源の再生利用等実態調査	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針	年間発生量、再生利用等の実施率	再生利用等の実施率の目標値の設定や進捗状況の把握に利用	政策目標の設定と評価根拠
	食品流通段階別価格形成調査 (青果物調査)	食料・農業・農村基本計画	流通経費	食品流通の効率化・高度化にかかる施策の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	(水産物調査)	水産基本計画	流通経費等	水産物の流通について多様な流通ルート構築による取引の選択肢の拡大等を推進するための施策の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	畜産物流通調査	食料・農業・農村基本計画	牛・豚枝肉生産量、鶏卵生産量、食鳥処理重量	生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	牛・豚枝肉生産量、鶏卵生産量、食鳥処理重量	自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		肉用牛肥育経営安定対策、肉豚経営安定対策	枝肉卸売価格	補てん金算定に利用	国の財政支出の算定根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
流通消費統計調査（続き）	水産物流通調査 （水産加工統計調査）	水産加工業の事業基盤強化 （融資）	水産加工品の品目別生産 量	融資の対象とする審査の判断基準として利用	国の財政支出の算定根拠
	青果物卸売市場調査	野菜・果実の生産出荷安定 対策	卸売数量、卸売価格	需給調整の発動基準の算定に利用	需給安定対策等の施策の発 動基準
		野菜価格安定対策	卸売数量、卸売価格	生産者補給金の基準となる保証基準額の算定に 利用	国の財政支出の算定根拠
	6次産業化総合調査	食料・農業・農村基本計画	農業者、漁業者等が取り組 む生産関連事業の年間販 売金額、従事者数	政策評価の指標に利用	政策目標の設定と評価根拠
	野生鳥獣資源利用実態調 査	食料・農業・農村基本計画	ジビエ利用量	ジビエ利活用の拡大対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	水産物流通調査 （産地水産物用途別出荷量 調査）	水産基本計画	用途別出荷量	水産物自給率目標の設定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	（冷蔵水産物在庫量調査）	水産物の需給計画・価格安 定対策	月末在庫量	調整保管数量や輸入割当数量の設定に利用	需給安定対策等の施策の発 動基準
	容器包装利用・製造等実態 調査	食料・農業・農村基本計画	排出見込量の比率	特定事業者の再商品化義務量の比率、量の算定 に利用	政策目標の設定と評価根拠
	食品製造業における HACCPに沿った衛生管理 の導入状況実態調査	食料・農業・農村基本計画	導入状況の比率	HACCPに沿った衛生管理の導入支援対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
産業連関	産業連関構造調査	産業連関表の作成、 国民経済計算の基準改定	収入内訳、経費内訳	産業連関表の投入係数等の推計に利用	基幹統計の作成

主な農林水産統計の利活用

農政を支える「情報インフラ」及び「公共財」

政策目標の設定と評価根拠

【食料・農業・農村基本計画】

- ・作物統計調査、畜産統計調査、畜産物流通調査、農業経営統計調査

農地面積の見通しの策定に**耕地面積**、生産努力目標の策定に**各作物の作付面積・単収・収穫量、枝肉生産量等**を利用

- ・農林業センサス、農業構造動態調査、集落営農実態調査、新規就農者調査

経営・構造対策、労働力対策に**基幹的農業従事者数、集落営農数等**を利用

- ・農業・農村の6次産業化総合調査

6次産業化施策の推進の資料に**年間販売金額等**を利用

【米穀の需給見通し】

- ・作物統計調査

主食用米等の需給見通しに**水稻の単収、収穫量等**を利用

【森林・林業基本計画】

- ・木材統計調査、林業経営統計調査

林産物の需給計画の策定に**素材入荷量等**を利用

【水産基本計画】

- ・漁業センサス、漁業構造動態調査、海面漁業生産統計調査、漁業経営統計調査

漁業の生産構造と経営展望、自給率目標及び持続的生産目標に**漁業就業者数、漁獲量等**を利用

【食料自給率】

- ・作物統計調査、畜産物流通調査、牛乳乳製品統計調査、農業物価統計調査 等

自給率の算定に**作物生産量、枝肉生産量、生乳生産量等**を利用

需給安定対策等の施策の発動基準

【天災融資法】

- ・作物統計調査(被害応急調査)

融資の発動基準の1つとして**作物の被害面積・被害見込金額**を利用

【野菜・果実の生産出荷安定対策】

- ・青果物卸売市場調査

需給調整の発動基準の算定に**青果物の卸売数量・卸売価格**を利用

【農業災害補償制度】

- ・作物統計調査

農業共済に係る国が行う損害の額の審査・認定の基礎資料に**作物の単収等**を利用

【激甚災害関連】

- ・作物統計調査(被害応急調査)
- ・生産農業所得統計、林業産出額、漁業産出額

激甚災害による資金の融通に関する基準として**被害見込金額、生産農業所得、生産林業所得(木材生産部門)、内水面養殖業産出額**を利用

国の財政支出の算定根拠

【経営対策】

- ・農業経営統計調査、作物統計調査

〔交付金の算定に対象品目の**生産費、単収**を利用〕

【畜産物価格対策】

＜加工原料乳生産者補給金＞

- ・農業経営統計調査(牛乳生産費)

〔補給金単価の算定に**全算入生産費**を利用〕

- ・畜産統計調査、牛乳乳製品統計調査

〔補給金の対象とする限度数量の算定に**乳用牛等頭数、飲用牛乳等の生産量**を利用〕

【野菜価格安定対策】

- ・青果物卸売市場調査

〔生産者補給金の基準となる保証基準額の算定に**卸売数量・卸売価格**を利用〕

【地方交付税】

- ・農林業センサス、農道整備状況調査、漁業センサス

〔基準財政需要額の算定に**農家数、農業生産法人、農道延長、林野面積、漁業経営体数等**を利用〕

- ・作物統計調査(被害応急調査)

〔農作物の被害による特別財政需要額の算定に**被害見込金額等**を利用〕

農林水産統計調査の見直し状況

【平成17年度】
35調査

職員調査 20調査

- 農業経営統計調査
 - 林業経営統計調査
 - 漁業経営調査
 - 作物統計調査
 - 特定作物統計調査
 - 農業物価統計調査
 - 海面漁業生産統計調査
 - 内水面漁業生産統計調査
 - 牛乳乳製品統計調査
 - 食品流通段階別価格形成調査
 - 畜産物流通統計調査
 - 青果物卸売市場調査
- 等

統計調査員調査 8調査

郵送・オンライン調査 7調査

農林水産統計調査の見直し

- 政策ニーズに応じた調査の新設、廃止・統合
- 調査票・調査項目の見直し
- 調査員調査への切替え
- 専門調査員の導入
- 郵送・オンライン調査への切替え
- 民間委託調査の導入

【令和2年度】
40調査

職員・専門調査員調査 5調査

- 農業経営統計調査
- 林業経営統計調査
- 漁業経営統計調査
- 作物統計調査
- 特定作物統計調査

統計調査員調査 8調査

郵送・オンライン調査 14調査

民間委託調査 13調査

- 農業物価統計調査
 - 内水面漁業生産統計調査
 - 野生鳥獣資源利用実態調査
- 等

注1：調査手法の「統計調査員調査」、「郵送・オンライン調査」、「民間委託調査」は、主たる手法で分類している（複数の手法を用いている調査がある。）。

注2：統計調査の品質向上を図るため、令和2年度に農林水産省内の統計調査を統計部に一元化。

統計調査の調査方法

区 分	調査方法	調査方法の選定基準	備 考
職員調査	○面接調査 調査者が被調査者に対面して行う方法	調査項目が多く、内容も複雑であり、専門的知識が必要とされるもの	平成27年度より 専門調査員を導入
統計調査員調査	○実測調査 調査者が自ら調査対象のほ場や農作物を測定等して行う方法	調査項目が比較的多く、内容も複雑であり、統計調査員による対面でチェック・回収が必要なもの	
郵送・ オンライン調査	○郵送調査 被調査者に対し調査票を郵送し、被調査者が自ら記入した調査票を郵送により回答する方法 ○オンライン調査 被調査者自らがパソコンを介して調査票に必要事項を入力する方法	調査項目が比較的少なく内容も簡素であり、郵送やオンラインで実施しても調査対象の協力が得られるもの	
民間委託調査	調査のほか調査結果の審査、集計・取りまとめも民間事業者が実施	郵送・オンライン調査の対象となるもので、調査結果の審査、集計・取りまとめも定型・簡易なもの	

農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直しについて

平成 27 年 2 月
大臣官房統計部

1 趣旨

- (1) 現在、統計部においては、地方組織で統計業務に従事する職員の著しい高齢化と職員数の大幅な減少に直面している。
- (2) このため、本年 4 月から最後の職員調査である経営統計及び生産統計についても、これらの統計の実査業務を行う専門調査員の導入による外部化を図ることとしたところであり、この専門調査員の導入を継続的かつ計画的に進めていくことが喫緊の課題となっている。
- (3) 他方、平成 25 年 12 月に策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」や現在策定中の新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な推進に向けては、それに資する統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。
- (4) このため、これらの農政改革の方向に沿って、統計業務の大胆な見直しを検討することとし、省内に部長・審議官級の統計調査の見直し検討会を設置することとする。

2 検討事項

- (1) 各調査の現状と課題について
- (2) 政策課題に対応した調査項目のあり方について
- (3) より効率的・合理的な調査手法のあり方について
- (4) 統計調査の見直しの方向について

3 検討体制

- (1) 統計調査の見直し検討会：部長・審議官級
- (2) 統計調査の見直し検討会幹事会：関係課長級

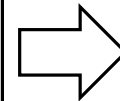
農政改革における農林水産統計調査の役割

**農林水産業・地域の活力創造プランや成長戦略（2019）に掲げられた各種施策目標の達成のためには、それらの目標の達成度を的確に把握できる統計調査の着実な実施が必要。
また、農業競争力強化プログラム等に基づく施策の進捗度の把握も必要。
さらに、政策改革に活用できる統計調査が必要。**

《プラン等の目標と、目標達成度の把握に向けた課題》

○ 2023年までに担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減

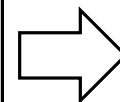
→ 米の担い手の生産コストについて、個別経営体とは別に法人経営体を的確に把握することが必要（農林水産業・地域の活力創造プラン（2013年12月10日閣議決定）、日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定））



組織法人経営
体の生産費調
査の実施

○ 2023年までに法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人に増加

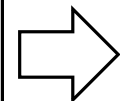
→ 法人経営体数を、2015年センサス結果も反映して、今後も毎年的に把握することが必要（農林水産業・地域の活力創造プラン（2013年12月10日閣議決定）、日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定））



農業構造動態調
査の的確な実施

○ 新規就農し定着する農業者を2013年から倍増し、2023年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大（2012年：31.1万人）

→ 新規就農者数を、法人経営体の新規雇用者数等も適切に反映した形で把握することが必要（農林水産業・地域の活力創造プラン（2013年12月10日閣議決定））



新規就農者調査
の的確な実施